

# **多目的広場をゲートボールグラウンドゴルフ等で団体使用する場合の抽選日の変更について(陸上競技場・野球場のサブグラウンドとしての使用を除く)**

日頃から檀原公苑の施設をご利用いただき、ありがとうございます。  
多目的広場を陸上競技場や野球場のサブグラウンドとしてではなく、ゲートボールグラウンドゴルフ等で団体で専用使用する場合の予約にかかる抽選会（来苑のみ）の日を令和7年4月利用分より次の通り変更します。

（理由：本件抽選に先行して行う、多目的広場を陸上競技場や野球場のサブグラウンドとして使用する場合やその他の施設の抽選日（以下「その

他施設等の抽選日」という) が奈良スーパーアプリ導入に伴い従来より後ろにずれ込むため。)

**【令和7年3月利用分まで】**

→利用月の1ヶ月前の月の1日(ついたち) 14:00~

(ただし、2月利用分は1月5日の14:00~)

**【令和7年4月利用分以降】**

→利用月の1ヶ月前の月の1日(ついたち) 14:00~

(ただし、2月利用分は1月5日、4月利用分は「その他施設等の抽選日」の2日後の日※の14:00~)

※R7年4月分のゲートボール等抽選日はR7.3.13の14:00~。